

令和8年度「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」支援業務 仕様書

1 業務名

令和8年度「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」支援業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 目的・概要

京都市では、今後25年間（2026年～2050年）の「まちの羅針盤」となる「京都基本構想」を令和7年12月に策定した。これを踏まえ、令和7年3月に策定した「新京都戦略」を、京都基本構想の理念を反映・具体化する分野横断のアクションプランとして令和8年3月に改定した。

新京都戦略に掲げるリーディング・プロジェクトの一つ『「山紫水明の都」ならではの生物多様性・未来継承プロジェクト』において、京都のまちの歴史と文化の根底を成してきた豊かな自然との共生を志向し続け、これを未来へ引き継ぐため、市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、発見し、愛着を深める仕掛け「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」（以下「ミュージアム」という。）を創設することとしている。

生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業（以下「ミュージアム事業」という。）は3か年（令和7年度～令和9年度）を想定しており、令和7年度は、ミュージアムの創設に向けた検討やモデル実施等を行った。本業務は、令和9年度の本格運用開始を目指し、令和8年度に、各機能の構築及び運用テストを行うことによりミュージアムの創設を進めるものである。

4 背景

山紫水明の京都では、豊かな自然への畏怖の観念を持ちながら、その恩恵や叡智を活かした暮らしや営み、生き方が、かけがえのない伝統や文化、魅力的な産業や観光を支え、そして発展させてきた。しかし、京都らしさを支える生物資源の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、気候変動による生態系の劣化などをはじめとして生物多様性が急速に失われつつある。

こうした状況の中、熱心な地域や団体、企業の協働により、京都における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組は、着実に進展している一方、生物多様性の損失を止め、反転させ（ネイチャーポジティブを実現し）、京都の豊かな生物多様性を未来に引き継いでいくためには、これまで関心の薄かった方たちを巻き込むなど取組の裾野を広げなければならない。

取組の裾野を拡大するためには、市民や市民団体、大学、事業者、観光客などのあらゆる主体（以下「多様な主体」という。）に、日々の暮らしや活動の中で、京都の自然の豊かさや生物多様性の魅力に気づき、身近に感じていただくことや、食をはじめ、生け花

や茶道、祭、旅、京町家、庭園、農林業など京都ならではの魅力との結び付きを実感できること、更にその自然を接点に人々や団体がつながっていける場を創出することが必要である。

以上のことから、自然に関心のない者から生物多様性保全の活動者まであらゆる主体が魅力に感じ、参加し、学び合える新たな仕掛けとして、ミュージアム事業を推進するものである。

5 ミュージアム事業の構成等

(1) 本事業の構成

令和7年度に行った検討やモデル実施等（令和7年度の実施結果等）^{*1}を踏まえ、ミュージアムは次の構成に基づき構築を進める。

※1 受託希望者において、令和7年度の実施結果等が必要な場合は、これに係る資料を京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課の窓口で手交する。

ア 京都のまち全体をミュージアムに見立てる

京都市では、三山や三川、社寺林などの豊かな自然環境はもとより、京町家の設え、祭事を支える生物資源、日々の暮らしを彩る漆器をはじめ、自然と人々が共生することで培われてきた生活様式や文化様式が、京都のまちの至るところに根差し、綿々と受け継がれてきている。ミュージアム事業では、こうした京都の魅力がまちの至るところに根差しているという特徴を踏まえ、一部の時期や場所を区画するのでなく、京都のまち全体を“生きたミュージアム”に見立てる。

イ キュレーターの拡大

“生きたミュージアム”に存する京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりを維持し、発展させ、将来に引き継いでいくためには、このつながりを捉え、自らの営みとの関係性を理解し、そのつながりの価値を深め、発信する者が必要である。ミュージアム事業においては、当該者を「キュレーター」と定義し、“キュレーターの拡大”に取り組む。

ウ 体験の機会の創出

取組の裾野を拡大していくに当たり、京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気付き、行動に移すきっかけとして、このつながりを宿す京都の本質的な価値（ほんまもん）に触れて、この価値を発信する者との対話を実際に体験することが極めて効果的である。このため、京都の本質的な価値（ほんまもん）に関わる既存の活動者はもとより、ミュージアム事業を通して養成し、拡大する多様な分野のキュレーターが、それぞれの活動や興味に関わる“体験の機会”を創出していくことを目指す。

エ 交流拠点

京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気付き、行動に移すきっかけを上記ウと相乗的に生み出していくには、このつながりを感じられるとともにキュレーターやミュージアム事業の参加者らと学び合える“場”が必要である。このため、行動に移行していく入口となる交流拠点を設ける。

オ 活動を支援する制度

体験の機会への参加等により気付きを得て活動を始めようと発意した者への後押しやキュレーターの拡大に当たり、ミュージアム事業において活動の効果性と持続性を確保する必要がある。このため、生物多様性への貢献度の評価や活動に対する助成などの支援制度を設ける。

(2) 目標への段階的アプローチ

本事業では、キュレーターを起点に、京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気付き、行動に移すきっかけとなる体験の機会を創出することを軸とする。

体験の機会への参加をきっかけに、多様な主体が行動に移し、ひいては体験の機会を創出する者となり、より多くの体験の機会が創出されていくなど、キュレーターが更なるキュレーターを呼び込む循環を生み出すことで、結果として、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献している者が拡大し、生物多様性を結節点として、京都への愛着とまちの魅力が向上することを旨とする。

6 業務内容

上記5を踏まえ、以下に掲げる業務を行うこと。

(1) キュレーターの拡大

ア キュレーターの養成

キュレーターに必要な着眼点やモデル事例を学ぶ講座を企画し、実施すること。同講座のカリキュラムには座学と実地研修を含めること。業務期間中に同講座を通して養成するキュレーター数は20名以上とすること。

また、キュレーターの養成に必要なカリキュラム及びツール（例えばテキストやWebコンテンツなどを想定）を、本講座の実施結果も踏まえて制作すること。

イ キュレーターの活動を発信する仕組みの構築

キュレーターの活動の意義や活動にまつわる物語について、編集やビジュアル化等を行い、発信することで、キュレーターの活動意欲を高めるとともに、キュレーターの活動内容に新たに興味・関心を持つ者が生まれるような仕組みを構築すること。

また、企画提案書には、仕組みとして想定する手法の案を含めること。

なお、仕組みの構築に当たっては、具体性や実現性を高めたものとなるよう工夫すること。

ウ 文化や暮らしと自然や生きものとの関係性を可視化する仕掛けの構築

キュレーターの活動の効果性を高めるため、文化や暮らしと自然や生きものとの関係性が見える化する機能を作成し、キュレーターが、自らの活動や興味と自然や生きものとの関係性の気付きを得られる仕組みを構築すること。この仕組みの利用対象は主にキュレーターを想定するが、市民や事業者等のキュレーター以外の者も利用することができるものとする。

(2) 体験の機会の創出

体験の機会を創出する者を募集し、支援すること。テーマは、工芸や農業などを想定し、契約期間における体験の機会の創出件数は5件以上とするが、具体的な内容等の詳細は京都市と協議のうえで決定する。

また、企画提案書には、具体的な企画例（概要で構わない）を2案含めること。

なお、体験の機会の創出に当たっては、機会を創出する者が本事業の趣旨を理解していることが重要であるため、上記(1)と連携を図ること。

(3) 交流拠点の登録

参加者が気軽に訪ね、交流し、学び合う拠点を設け、学び合いのコミュニティを創出・活性化するため、本事業の紹介のほか、活動を開始したい者の相談の場等となる交流拠点への登録者を募集すること。当該登録者には、交流拠点に本事業の趣旨に関するパネル等を展示するなどの支援を行うこと。契約期間における交流拠点の登録件数は5件以上とするが、具体的な内容等の詳細は京都市と協議のうえで決定する。

また、企画提案書には、具体的な拠点の例（概要で構わない）を2案含めること。

(4) 活動の支援制度のテスト運用

ア 生物多様性への貢献度の見える化

キュレーターやこれから活動を開始する者の活動について、生物多様性の保全と持続可能な利用に確かな効果を及ぼすものとして継続・発展していくため、生物多様性への貢献度を学術的視点等から評価する制度を設計・試行すること。

また、企画提案書には、想定する制度の案（概要で構わない）を含めること。

イ 金銭的支援制度

体験の機会や交流拠点、活動の開始時への支援の仕組みを設計・テスト運用すること。

また、企画提案書には、想定する仕組みの案（概要で構わない）を含めること。

なお、支援の仕組みについては、活動の段階などによって、寄付や基金、助成制度等の複数の手法を効果性や合理性などから比較検討することとし、実施の詳細は京都市と協議のうえで決定する。

(5) ポータルサイトの整備の提案

上記(1)~(4)を効果的に推進し、ミュージアム事業の目的を達成するため、同事業の内容を掲載・発信等するポータルサイトの整備方針・計画を提案し、実施すること。

ア 機能等

ポータルサイトは、ミュージアム事業への参画を促すことを目的として、若い世代をはじめ多様な世代の興味・関心を惹起するデザインやストーリー性を有すること。

また、掲載・発信する記事等に対して、ポータルサイトの利用者がコメントやリアクションを表示できるようにすること。

イ 整備方針

整備するポータルサイトは、京都市生物多様性ポータルサイト「京・生きものミュージアム (<https://ikimono-museum.city.kyoto.lg.jp/>)」の環境上に設ける、又は ISMAP 認証を受けているなど情報セキュリティ対策や運用体制の確保が十分である外部クラウドサービス (SaaS) ^{※2}を活用することを前提とする。京・生きものミュージアムの環境上に設けるに当たり、京都市が別途委託する京・生きものミュージアムの保守管理事業者と協議等する場合にあっては、京都市がその連絡先を教示する。京・生きものミュージアムとの一体的整備に当たり、保守管理事業

者に新たな費用が発生する場合は、原則として京都市が負担することを想定する（本業務に係る見積額に含めないこととする）が、当該費用は提案内容にて明示すること。

上記の方法によって、提案する機能等の実現が困難である場合は、新たな環境を構築のうえポータルサイトを整備することを提案してもよいが、京・生きものミュージアムの環境上に設けること又は外部クラウドサービス（SaaS）を活用することが困難であること（技術的に実現不可能であることや費用便益の問題など）を提案内容にて明示すること。

なお、京・生きものミュージアムとの一体的整備に当たり、一部機能を外部クラウドサービス（SaaS）を活用して実現するなど、搭載する機能等の実現のために外部クラウドサービスを組み合わせて利用することに問題はない。

※2 外部クラウドサービスを活用する場合は、同サービスの情報セキュリティ対策に係る認証等（国際規格の取得状況等）を提案内容に記載すること。

ウ 情報セキュリティ等に関する要件

新たな環境を構築のうえポータルサイトを整備する場合は「京都市情報セキュリティ対策基準」※³を順守し、京都市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、セキュリティ対策を具体化する過程でセキュリティ上の懸念が発生した場合は、本要件のみに縛られず、必要に応じて追加のセキュリティ対策を講じること。情報セキュリティ等に関する要件は別紙1「情報セキュリティ等に関する要件」を原則とするが、詳細や別紙1に記載のない内容については、別途京都市と協議するものとする。

※3 受託希望者において、本基準が必要な場合は、京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課の窓口で手交する。

(6) その他（多様な主体を巻き込むイベントの開催）

ミュージアム事業を周知し、キュレーターとしての参画等を促すためのイベントとして効果的な企画を提案し、1回以上開催すること。参加者数は30名程度以上とし、開催時期等の詳細は京都市と協議のうえで決定する。

7 報告書（成果物）

以下に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子媒体（DVD-R）で京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記6に係る実施報告書
- (3) ポータルサイトの設計書や運用手順書等の必要資料一式
- (4) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した上記6に係る報告資料

8 留意事項

- (1) 京都市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行にあたり、常に京都市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めるこ

とがある。

- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を京都市に報告すること。
- (5) 本業務の実施により納入された成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て京都市に帰属する。ただし、以下に掲げる事項を除く。
 - ア 本契約締結以前に受注者及び連携事業者等が所有していた知的財産。なお、京都市は本業務の目的を逸脱しない場合に限り、これを受注者及び連携事業者等と協議のうえ使用することができる。
 - イ 本業務を通じて得た知見や納入された成果物等の公表権。なお、公表に際しては、事前に公表に係る原稿等を京都市に提示し、その内容について承諾を得なければならない。
 - ウ 本業務において創出された事例や知見など納入された成果物の利用（二次利用等）。なお、利用に際しては、京都市及び事例の担い手で協議のうえ、必要な範囲に限るものとする。また、納入された成果物について著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利（著作者人格権）を行使するときは、京都市の書面による承諾を得なければならない。
- (6) 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- (7) 本業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、京都市と協議し、予め書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (8) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に京都市と協議のうえ、解決するものとする。
- (9) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。

なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、京都市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、京都市の判断によるものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、京都市との協議のうえ、決定すること。
- (11) 個人情報保護法、京都市個人情報保護条例等の例規を順守し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）やプライバシーマーク等の認証の取得など個人情報の厳格な管理のために、万全の体制を整備し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (12) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、委託業務期間中及び終了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (13) 個人情報漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに京都市に報告すること。
- (14) 本業務は、本仕様書によるほか、**別紙2**「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に準拠して実施すること。